

環状3号線（杉田港南台地区）  
電線共同溝PFI事業

要求水準書（案）

令和2年11月20日

横浜市



## 目次

第1	総則 .....	1
1.	要求水準の位置づけ .....	1
2.	用語の定義 .....	1
3.	適用範囲 .....	1
4.	事業対象区域 .....	1
5.	事業目的 .....	1
6.	事業の概要 .....	2
7.	業務の内容 .....	2
8.	遵守すべき法令等 .....	3
9.	秘密の保持 .....	3
10.	適用基準 .....	4
11.	業務のモニタリング .....	5
12.	企業者調整会議の開催 .....	5
13.	地元説明会の開催 .....	5
14.	発注状況の報告 .....	5
15.	事業の実施に関する報告及び調査 .....	5
16.	要求水準の変更 .....	5
17.	事業期間終了時の水準 .....	6
第2	調査・設計業務 .....	7
1.	総則 .....	7
2.	BIM/CIMの活用について .....	9
3.	業務内容 .....	9
4.	調査業務の成果 .....	10
5.	設計業務の成果 .....	11
6.	調整マネジメント業務（設計段階） .....	11
第3	工事業務 .....	14
1.	総則 .....	14
2.	支障移設工事 .....	17
3.	電線共同溝工 .....	18
4.	引込・連系管・連系設備工事 .....	20
5.	調整マネジメント業務（工事段階） .....	20
6.	整備施設の所有権移転業務 .....	21
7.	留意事項 .....	21
第4	工事監理業務 .....	22
1.	基本事項 .....	22

第 5 維持管理業務	23
1. 基本事項	23
2. 点検業務	26
3. 補修業務	27
4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）	29
5. 事業期間終了時の引継ぎ業務	31
別紙 1 「事業位置図」	32
別紙 2 「事業対象区域図」	33
別紙 3 「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲」	34
別紙 4 「エ 維持管理業務の対象範囲」	35

## 第1 総則

### 1. 要求水準の位置づけ

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、市は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

### 2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「事業契約書（案）用語の定義」による。

### 3. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

### 4. 事業対象区域

#### （1）事業対象区域の概要

- 1) 所在地：神奈川県横浜市磯子区杉田三丁目33番地  
～港南区港南台六丁目37番地
- 2) 事業延長：約5.5km（道路延長約2.9km）

#### （2）事業対象区域の現況

別紙1 「事業位置図」及び別紙2 「事業対象区域図」による。

### 5. 事業目的

本事業は、都市の防災力の向上、良好な都市景観形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保に寄与するため、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、通行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査・設計から工事及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型PFI」を適用し、

「手戻り作業の最小化」、「工程の最適化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ効率的・効果的な事業推進を図ること

を目的とする。

また、「横浜市中小企業振興基本条例」（平成22年3月29日条例第9号）の趣旨に鑑み、地域経済の活性化に資することにも期待するものである。

## 6. 事業の概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計、工事及び維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、別紙2「事業対象区域図」、別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲」、別紙4「エ 維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象区分	上り線				下り線				電線共同溝（管路部、特殊部）
	電線共同溝（管路部、特殊部）	歩道	道路附属物（道路照明、道路標識）	車道	電線共同溝（横断部）	車道	道路附属物（道路照明、道路標識）	歩道	
調査・設計業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）には、引込管、連系管及び連系設備を含む。

## 7. 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

なお、本事業は、調査・設計から工事及び維持管理までを含めた包括的かつ長期の事業契約として、事業の工期短縮等に対する民間企業の技術的ノウハウを求めるものである。

#### (1) 調査・設計業務

- 1) 測量・調査業務
- 2) 詳細設計業務
- 3) 調整マネジメント業務（設計段階）

#### (2) 工事業務

- 1) 支障移設工事
- 2) 整備工事業務  
※電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- 3) 引込・連系管工事
- 4) 調整マネジメント業務（工事段階）
- 5) 整備施設の所有権移転業務

#### (3) 工事監理業務

- 1) 工事監理業務

#### (4) 維持管理業務

- 1) 点検業務
- 2) 補修業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）
- 4) 事業期間終了時の引継ぎ業務

#### (5) 事業期間

- 1) 設計業務・工事業務：事業契約の締結～令和13年3月
- 2) 維持管理業務：本施設の完成・引渡しから10年間  
ただし、令和23年3月を超えることはできない。

なお、事業者の提案に基づき設計業務・工事業務期間を短縮することができる。ただし、維持管理業務期間（10年間）は変更できない。

### 8. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

### 9. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、市の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

## 10. 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものその他、以下に掲げる基準等（以下、「当該基準等」という。）を適用する。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 横浜市「土木設計業務共通仕様書」（令和2年8月改定）
- (2) 横浜市「測量業務共通仕様書」（令和2年8月改定）
- (3) 横浜市「地質調査業務共通仕様書」（令和2年8月改定）
- (4) 横浜市「土木工事共通仕様書」（平成30年7月）
- (5) 横浜市「土木工事施工管理基準」（令和2年7月）
- (6) 横浜市道路占用規則（昭和32年3月）
- (7) 横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（令和2年8月）
- (8) 横浜市電線共同溝整備マニュアル（案）（2019年）
- (9) 横浜市電線共同溝整備マニュアル 事務手続き編（案）（2019年）
- (10) 横浜市電線共同溝整備マニュアル 既存ストック（案）（2019年）
- (11) 横浜市電線共同溝管理規程
- (12) 横浜市「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」（平成17年6月）
- (13) 道路保全技術センター「電線共同溝」（平成7年11月）
- (14) 日本道路協会「共同溝設計指針」昭和61年
- (15) 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」平成25年版
- (16) 国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）」（平成23年8月）
- (17) 国土交通省CIM導入推進委員会「CIM導入ガイドライン（案）」（令和2年3月更新）
- (18) 横浜市再生材の使用及び建設副産物等の処理に関する特記仕様書（令和2年9月11日）

## **11. 業務のモニタリング**

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

## **12. 企業者調整会議の開催**

事業者は、本事業を円滑に実施するために本事業を行う前に、占用予定者を含めた道路占用事業者を招集して企業者調整会議を開催し、電線共同溝事業の理解を求め、速やかな業務の進行を図る必要がある。

## **13. 地元説明会の開催**

事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な場合は、地元説明会等を開催して電線共同溝事業の内容等理解を得ると共に、機器設置場所等の諸条件を整理し設計に反映するものとする。

市はこれに協力するものとする。

## **14. 発注状況の報告**

事業者は、市が「横浜市中小企業振興基本条例」に従い議会への報告を行うために必要な個別業務における発注状況が分かる情報（発注先の企業名、所在地、本社・支店等の別、発注した工種・業務、金額など）について報告することとする。記載の範囲については、S P C 又は代表企業が直接発注する業務（1次業務）に加え、再発注する業務（2次業務）までを対象とすること。なお、市が議会へ報告する際は、企業ノウハウの保護の観点から配慮を行うものとする。

## **15. 事業の実施に関する報告及び調査**

事業者は、本事業の実施に関する報告及び調査に協力するものとし、市が指示する市の委員会、庁内会議、打合せへの出席及び必要な資料の作成及び提出に協力するものとする。なお、本事業終了後の効果検証（事業期間終了日の翌年度を予定）を含むものとする。

## **16. 要求水準の変更**

市及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、市は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

## 17. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならぬ。

また、事業者は、市に調査報告書を提出し、維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を事業期間終了日の2年前から開始するものとする。

## 第2 調査・設計業務

### 1. 総則

#### (1) 一般事項

事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の測量・調査・詳細設計を実施する。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1 10.適用基準に示す各共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降のとおりとする。

なお、設計にあたっては的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）、景観に配慮した舗装、歩行者及び車いす利用者等へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

#### (2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて調査・設計業務を実施すること。

- 1) 事業者は、設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と市は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ簿を作成するものとする。
- 2) 事業者は、市に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- 3) 市は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認できる。
- 4) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを市に提出すること。

#### (3) 提出書類

- 1) 事業者は、市が指定した様式により、契約締結後に関係書類を市に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 事業者が市に提出する書類で様式が定められていないものは、事業者において様式を定め、提出すること。ただし、市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

#### (4) 地元関係者との交渉等

- 1) 地元関係者への説明、交渉等は、事業者が行うものとするが、市の指示がある場合は、事業者はこれに協力すること。これらの交渉に当たり、事業者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2) 事業者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
- 3) 事業者は、市の指示により事業者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、市に報告し、指示があればそれに従うこと。
- 4) 事業者は、設計業務等の実施中に市が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うこと。
- 5) 事業者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更すること。  
なお、変更に要する期間及び経費は、市と協議の上、定める。

#### (5) 成果品の提出

- 1) 事業者は、調査・設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品を提出する。
- 2) 事業者は、市の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うこと。

※本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、補助金が事業年度ごとの出来高に応じて市に交付される場合、事業者は市と協議して毎年度補助金申請手続きに係る書類を作成すること。

- 3) 事業者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 4) 事業者は、成果品を本市の「設計業務等の電子納品要領（案）【土木編】（横浜市 平成22年2月）」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副各1部を提出すること。  
なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】（横浜市 平成23年6月）」を参考にすること。

#### (6) 部分使用

- 1) 市は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第32条の規定に基づき、事業者に対して部分使用を請求することができる。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2) 事業者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を市に提出すること。

## 2. BIM/CIMの活用について

BIM/CIMの活用は、市と事業者の関係者間の相互のより円滑な意思疎通等の手段として期待されるだけでなく、計画、調査、設計、施工、維持管理のそれぞれを実施する組織内部での効率的で高度な業務の遂行に活用できることから、それぞれの役割分担を明確にした上で、次の効果を目的として実施する。

- 1) 情報の利活用（設計の可視化）
- 2) 設計の最適化（整合性の確保）
- 3) 施工の高度化（情報化施工）、判断の迅速化
- 4) 維持管理の効率化、高度化

なお、実施内容及び実施方法については、「BIM/CIM 活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上、決定する。

なお、BIM/CIMに要する費用は実施内容に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認した上で計上する。

## 3. 業務内容

### （1）調査・設計条件

- 1) 設計延長は、第1 4. (1) に示す事業延長のとおりとする。なお、全ての地区が市街地（DID）である。
- 2) 参画公益事業者は別途指示する。
- 3) 既存ストック（占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という））の活用について、検討すること。
- 4) 将来の道路計画を把握した上で設計を行うこと。

### （2）調査項目

本事業の調査項目は以下のとおりである。

- 1) 4級基準点・水準測量
- 2) 現況測量
- 3) 公図・土地・建物登記簿調査
- 4) 中心線測量（復元）
- 5) 路線測量（縦断測量、横断測量）
- 6) 地下埋設物調査（試掘等）

### （3）設計項目

本事業の設計項目は以下のとおりである。

- 1) 電線共同溝詳細設計（舗装復旧を含む）

#### (4) 道路計画等の確認

事業者は、将来の道路計画について把握し交通管理者と設計協議を行い、問題点を整理する。

#### (5) 既存ストック活用検討

- 1) 既存ストック活用方式は、主に電力・通信の管路、マンホール、ハンドホール等の既存設備を電線共同溝として活用するもので、譲渡費用、改造工事、支障移設工事等を含めたトータルコスト及び総工期の比較を行い、既存ストック活用方式の適用を検討する。
- 2) 既存設備活用にあたっては、50年を耐用年数とする電線共同溝としての品質を有しているか否かの確認を行う。
- 3) 既存ストックを活用する場合は、その内容を市へ報告し協議すること。

### 4. 調査業務の成果

- (1) 事業者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を提案に基づき、その検討・解析等の過程と共にとりまとめること。
- (2) 事業者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめること。
- (3) 事業者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記すること。
- (4) 事業者は、成果品の作成にあたって、下記の成果品一覧表による。

設計図書	成果品
測量成果	4級基準点・水準測量 現況測量 公図・土地・建物登記簿調査 中心線測量（復元） 路線測量（縦断測量、横断測量）
地下埋設物調査	試掘調査報告書 地下埋設物探査報告書 地下埋設物平面図等

## 5. 設計業務の成果

### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめる。

### (2) 設計計算書等

設計計算結果は、設計計算書等に取りまとめる。

### (3) 設計図面

設計図面は、工事業務に必要な設計図書を作成する。

### (4) 数量計算書

数量計算書は、工事業務に必要な設計図書を作成する。

### (5) 事業費内訳書

詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を提出する。

### (6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載する。

(ア) 計画工程表

(イ) 使用機械

(ウ) 施工方法

(エ) 施工管理

(オ) 仮設備計画

(カ) 特記事項

その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載する。

### (7) 現地踏査結果

事業者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめる。

## 6. 調整マネジメント業務（設計段階）

### (1) 一般事項

事業者は、調査・設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について市と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

### (2) 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（3）から（10）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、市

へ提出する。

### (3) 企業者調整会議（道路占用事業者、占用予定者）

事業者は、詳細設計について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条1項の規定に基づく占用許可申請書により入線業者等と協議したうえで設計図書を作成する。

### (4) 地元説明会

事業者は、道路管理者、電線管理者、占用予定者、地域住民及び地権者に対して、必要に応じて地元説明会を実施し、事業内容に対して同意を得るよう努めなければならない。また、機器設置場所等の諸条件を整理し設計に反映するものとし、協議内容は必ず議事録等を作成し保管しておくこと。

説明対象者と周知方法については市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保すること。なお、会議開催の周知方法については、市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行う。

市は、これに協力するものとする。

### (5) 連系管・引込管・連系設備の調整

事業者は、占用予定者より連系管・引込管・連系設備の要望を確認し、管径、条数及び特殊部への取付けの可否等必要な資料を求め調整を行う。また、電線共同溝と引込管、連系管及び連系設備の同時施工について、調整を行うこと。

なお、引込管、連系管及び連系設備に係る費用については、市と単価等について協議して決定する。

### (6) 埋設占用事業者の確認及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、埋設占用事業者の確認と移転計画を立案すること。

また、調査に伴い試掘が必要な場合は、業務計画書を市へ提出し、実施する。

なお、占用業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には市へ報告する。

協議完了後は、協議結果を市へ報告する。

### (7) 家屋調査

事業者は、工事着手に先立ち、家屋の実状把握のうえ施工しなければならない。

### (8) 道路照明道路標識及び信号等の計画調整

事業者は、道路照明、道路標識及び信号等の計画について、市が道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。

- ・道路照明は、市が設置方針を検討した上で、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・道路標識は、市が設置を検討した上で関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・信号機は、市が所管警察署と協議して、決定するものとする。  
設計を実施する場合は、設計変更の対象とする。

#### (9) 関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、市に提出すること。

### 第3 工事業務

#### 1. 総則

##### (1) 一般事項

事業者は、調査・設計業務の成果に基づき、本施設の整備工事を行うものとする。また事業者は、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うと共に、工事業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行う。

本業務の履行にあたっては、第1 10.適用基準に示す各共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、土木工事共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降に示すとおりとする。

##### (2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- 1) 事業者は、本施設の整備工事を自己の責任において実施すること。
- 2) 整備工事の実施にあたり必要となる工事説明会や準備調査などの地域住民との対応・調整については、市と協議のうえ行うこと。
- 3) 施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- 4) 事業者は、市と協議のうえ、整備工事の着手の30日前までに施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、着工予定日の前営業日までに、市に提出すること。
- 5) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、整備工事に着手し、整備工事を遂行すること。
- 6) 事業者は、整備工事期間中、現場事務所に工事記録を常備すること。
- 7) 事業者は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、市に提出すること。提出期間は工事開始月から引き渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。
- 8) 市は、整備工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認できる。

##### (3) 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理

事業者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書による。なお、設計図書に示されていない場合は、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事については、市と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事については、市の承諾を得なければならない。

##### (4) 数量の算出及び完成図

###### 1) 一般事項

事業者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

###### 2) 出来形数量の提出

事業者は、出来形測量の結果をもとに設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を市に提出しなければならない。

※本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、補助金が事業年度ごとの出来高に応じて市に交付される場合、事業者は市と協議して毎年度補助金申請手続きに係る書類を作成すること。

### 3) 完成図の提出

事業者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、市に提出しなければならない。

## (5) 工事完成図書の納品

### 1) 一般事項

事業者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた次の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

#### (1) 工事完成図

#### (2) 工事管理台帳

### 2) 工事完成図

事業者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。

### 3) 工事管理台帳

事業者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。

### 4) 電子成果品及び紙の成果品

事業者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（横浜市）に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

## (6) 完成検査及び工事完成（引渡し）検査

### 1) 完成検査

完成検査は、以下に基づき実施すること。

(1) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査を実施するものとする。

(2) 事業者は、自ら行う完成検査の7日前までに、当該完成検査を行う旨を市に書面で通知するものとする。

(3) 事業者は、前項の完成検査終了後速やかに報告し、市に完成確認依頼書を提出するものとする。

### 2) 工事完成（引渡し）検査の要件

事業者は、完成確認依頼書を提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

- (2) 契約約款第18条第1項の規定に準じて、市の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 設計変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更内容を市と合意していること。
- 3) 檢査日の通知  
市は、工事完成（引渡し）検査に先立って、事業者に対して検査日を通知する。
- 4) 檢査内容  
市は、事業者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- 5) 修補の指示  
市は、修補の必要があると認めた場合、事業者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
- 6) 適用規定  
事業者は、市による確認及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を行わなければならない。

## （7）出来形部分検査

※本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、補助金が出来高に応じて市に交付される場合に実施することを予定している。

- 1) 一般事項  
事業者は、部分払の確認の請求を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- 2) 部分払いの請求  
事業者は、部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、市に提出しなければならない。
- 3) 檢査内容  
市は、事業者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- 4) 修補  
事業者は、市の指示による修補にあたっては、（6）5) の規定に従わなければな

らない。

#### 5) 適用規定

事業者は、市による確認及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を行わなければならない。

#### 6) 検査日の通知

市は、出来形部分検査に先立って、事業者に対して検査日を通知する。

### (8) BIM/CIMの活用について

BIM/CIMの活用は、市と事業者の関係者間の相互のより円滑な意思疎通等の手段として期待されるだけでなく、計画、調査、設計、施工、維持管理のそれぞれを実施する組織内部での効率的で高度な業務の遂行に活用できることから、それぞれの役割分担を明確にした上で、次の効果を目的として実施する。

- 1) 施工の高度化（情報化施工）、判断の迅速化
- 2) 維持管理の効率化、高度化
- 3) 構造物情報の一元化、統合化

なお、実施内容及び実施方法については、「BIM/CIM 活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上、決定する。

なお、BIM/CIMに要する費用は実施内容に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

## 2. 支障移設工事

### (1) 一般事項

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物（道路付属物及び地下埋設占用物件）及び既存の歩道（舗装・縁石等を含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

### (2) 業務の条件

業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- 1) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占用者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。  
別途、市と協議するものとする。
- 2) 事業者が行う信号・標識等の移設にあたっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。
- 3) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

### 3. 電線共同溝工

#### (1) 電線共同溝

##### 1) 一般事項

###### ア. 適用工種

電線共同溝工とは、管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）、現場打ボックス工（特殊部）その他これらに類する工種とする。

###### イ. 電線共同溝設置の位置・線形

事業者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して市と協議しなければならない。

###### ウ. 電線共同溝の施工

事業者は、電線共同溝工については、占用企業者の分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。

##### 2) 管路工（管路部）

###### ア. 管路工（管路部）に使用する材料の承諾

事業者は、管路工（管路部）に使用する材料について、市の承諾を得なければならぬ。

また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、テストハンマを用いて行うものをいう。

###### イ. 単管を用いる場合の施工

事業者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。

###### ウ. 多孔管を用いる場合の施工

事業者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。

###### エ. 特殊部及び断面変化部等への管路材取付の施工

事業者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取り揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。

###### オ. 管路工（管路部）の施工

事業者は、管路工（管路部）については、埋設管路において防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について確かめなければならない。なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行った後に、通信管についてはマンドリル又はテストケーブル、電力管

については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。

### 3) プレキャストボックス工（特殊部）

#### ア. 基礎の施工

事業者は、プレキャストボックス工（特殊部）については、基礎について支持力が均等になるように、かつ、不陸を生じないようにしなければならない。

#### イ. 隣接ブロックの目違い防止

事業者は、プレキャストボックス工（特殊部）については、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行が生じないように敷設しなければならない。

#### ウ. 蓋の設置

事業者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。

### 4) 現場打ボックス工（特殊部）

#### ア. 均しコンクリートの施工

事業者は、均しコンクリート工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

#### イ. 施工計画書

事業者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。

## （2）付帯設備工

### 1) 一般事項

付帯設備工とは、ハンドホール工、土留壁工（継壁）その他これらに類する工種とする。

### 2) ハンドホール工

#### ア. 一般事項

事業者は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるよう、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

#### イ. モルタル配合

事業者は、保護管等との接合部について、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が 1 : 3 の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

### 3) 土留壁工（継壁）

事業者は、土留壁の施工については、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して

施工しなければならない。

### (3) 舗装復旧工

舗装復旧の条件等については、詳細設計時に市と協議して決定しなければならない。

また、舗装復旧工事については、各土木事務所と施工方法を協議して決定しなければならない。

## 4. 引込・連系管・連系設備工事

### (1) 一般事項

引込管、連系管及び連系設備の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

## 5. 調整マネジメント業務（工事段階）

### (1) 一般事項

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について市と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、入線業者及び関係機関との協議、要求水準等については、第2. 4. 調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

### (2) 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（3）から（7）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、市へ提出する。

### (3) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、道路管理者及び所轄警察署等関係機関と調整を行うものとする。

また、工事予定の施工前年度の工程調整会議において調整する。必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

### (4) 地元説明会

事業者は、道路管理者、電線管理者、占用予定者、地域住民及び地権者に対して、

必要に応じて地元説明会を実施し、工事着手前工事内容に対して同意を得るよう努めなければならない。また、協議内容は必ず議事録等を作成し保管しておくこと。

説明対象者と周知方法については市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保すること。なお、会議開催の周知方法については、市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行う。

市は、これに協力するものとする。

#### (5) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口について、幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

なお、以下について留意して整備工事を行うこと。

- ・縁石の位置と外側線の位置は、市が所轄警察署と協議して決定するものとする。
- ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、市が負担するものとする。

#### (6) 電線共同溝管理規定の作成

事業者は、電線共同溝の占用者の意見を聴いて電線共同溝の管理規定を作成する。作成した電線共同溝管理規定は、市と協議した上で維持管理業務において実施する。

#### (7) 関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、市に提出すること。提出期間は工事着手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。

### 6. 整備施設の所有権移転業務

事業者は、工事完成（引渡し）検査後、市に対して本施設の所有権を移転すること。

なお、本施設の引渡予定日は、原則年度末日（3月31日）とするが、工期短縮の提案により、協議のうえ決定する。

### 7. 留意事項

工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。

## **第4 工事監理業務**

### **1. 基本事項**

#### **(1) 一般事項**

事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

#### **(2) 業務計画**

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、市へ提出すること。

#### **(3) 業務の実施**

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報「様式は任意」）を市に提出し、工事監理状況の報告を行うこと。

なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出期間は工事開始月から引き渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。

市が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。

## 第5 維持管理業務

### 1. 基本事項

#### (1) 一般事項

事業者は、第2の調査・設計業務及び第3の工事業務に示された要求水準を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、PFI事業としての調整マネジメント業務も含め、維持管理業務を適切に遂行する。また、関係法令で定める全ての点検、検査、測定等を合わせて実施する。

- 1) 点検業務
- 2) 補修業務
- 3) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

#### (2) 業務実施体制

##### 1) 業務実施の体制

事業者は、上記（1）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理業務責任者を業務従事者の中から選任して配置し、市に通知する。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を市と協議のうえ確立する。

##### 2) 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

#### (3) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき、維持管理業務を実施し、その実施状況を書類で報告する。

事業者は、業務計画及び業務実施状況の報告として、市に書類を提出する。その様式・内容等はあらかじめ市と協議して定める。

### 1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出する。

事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前営業日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施体制</li><li>・業務管理体制</li><li>・各業務の責任者の経歴、資格等</li><li>・業務担当者名及び経歴等</li><li>・業務提供内容及び実施方法等</li><li>・事業期間中の点検・補修業務の実施時期及び内容</li><li>・業務実施の周知内容及び方法</li><li>・業務報告の内容及び時期</li><li>・苦情等への対応</li><li>・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応</li><li>・安全管理</li><li>・その他、必要な事項</li></ul>
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記項目における当該年度実施分</li></ul>

## 2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、市へ提出し、確認を受ける。

業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
	添付すべき資料	
業務開始後速やかに	・管理台帳の作成及び修正	・電線共同溝管理台帳の作成
実施後速やかに	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・占用業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・入線、抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度内）	・入線、抜柱の状況 ・管理台帳の修正	・年報 ・入線、抜柱完了報告書 ・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

## 3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに市に報告する。また、市から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応する。

## （4）外部対応及び災害対応等

事業者は、業務の実施に際して次のことを対応すること。

### 1) 苦情等への対応

事業者は、利用者からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに市に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を市に報告する。なお、緊急を要さない場合は、市と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに市に報告し、対応について協議する。

### 2) 災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応

事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、または発生が予測された場

合、迅速かつ適切に対応する。

#### (5) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、市より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

#### (6) 打合せ

事業者は、維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、市と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

##### 1) 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

##### 2) 業務報告書提出時

##### 3) 入線、抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

## 2. 点検業務

#### (1) 業務の実施

維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とし、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を以下のとおり行う。また、電線共同溝の管理台帳を修正する。

##### 1) 点検

①点検は、事業者において実施方法を作成し、市と協議のうえ、実施するものとする。

②異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施する。

#### (2) 要求水準

1) 事業者は、2) 及び3) の点検を実施すること。

2) 特殊部については、施設完成後5年に1回内部を点検すること。

3) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

#### (3) 特記事項

##### 1) 点検

市が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、市より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、市と協議の上点検を行うこと。

## 2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに市に報告する。

## 3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずる。

## 3. 補修業務

### (1) 一般事項

電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝特殊部の蓋の補修を実施する。

なお、市が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、市より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、市と協議の上補修を行うこと。

また、補修費用は原則事業者の負担とするが、これにより難い場合は市と協議するものとする。

### (2) 要求水準

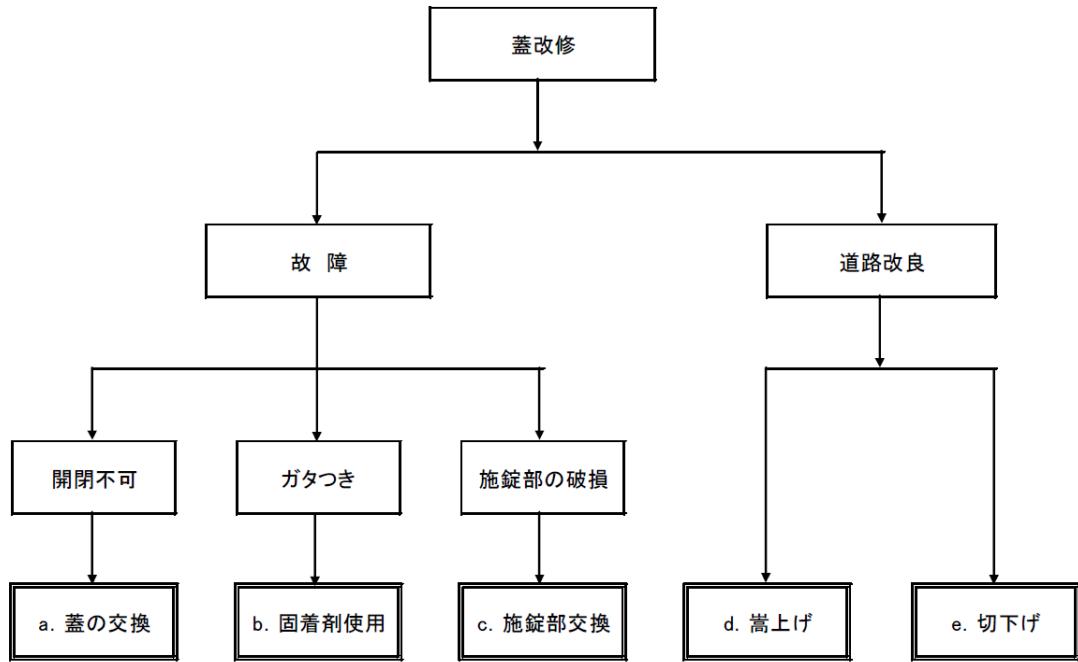
事業者は、点検の結果、補修が必要と判断した場合には、市と協議の上補修を行い、所要の性能を發揮できる状態を維持するよう努めること。

### (3) 特記事項

#### 1) 蓋改修に関する運用ルール

鉄蓋等の経年劣化による破損やバリアフリー化による道路改良に伴う改修時は、基本フロー及び改修事例を基に業務を進めるものとする。

## 基本フロー



#### 4. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

##### （1）一般事項

本業務は、他の占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

##### （2）業務の範囲

本業務は、市と事業者で手続きを分担して、他の占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務を実施するものである。工事完了後に行う入線及び抜柱等に関する各業務範囲の役割分担を下表に示す。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
横浜市	—	○ 受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○ 完了確認
占用業者	○	○ 申請	—	○ <small>※事業者が希望する場合は別途協議</small>	○ 完了報告

事業者は、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者と実施工程に係る調整及び管理を行い、各年度の上半期中に次年度の実施箇所や実施月を市と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は市と占用業者で直接行う。

##### （3）要求水準

###### 1) 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等の係る調整、管路利用の管理に際して、入線業者等を含む占用業者等と必要な協議・調整を行う。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、入線業者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行う。特に、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について市に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

## 2) 連絡・報告

事業者は、他の占用業者等と必要な協議・調整を行った際は、市に連絡・報告を行う。

## 3) 拔柱完了時期

拔柱は、施設完成の2年後を目途として占用企業に完了させること。

なお、2年以内に完了が困難な場合は、市と協議して対応すること。

## 4) 管理台帳の作成、修正

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、点検業務及び補修業務等を踏まえ、必要に応じて修正する。

なお、これらの修正に伴う費用については、市と協議して決定する。

## 5) 関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、市に提出すること。

## (4) 特記事項

電線共同溝に敷設された占用物件、占用物件の支持物における占用者が行う管理については、次の手続きを行うこと。

### 1) 工事以外の入溝

- 占用者が保守点検、調査等工事以外の目的で電線共同溝に入溝しようとするとき  
⇒占用者は土木事務所長に電線共同溝入溝承認申請書（管理規定様式－3）を提出し、その承認を受けなければならない。

- 占用者以外の者が入溝する場合

⇒占用者は土木事務所長に電線共同溝入溝承認申請書（管理規定様式－3）を提出し、その承認を受けなければならない。

### 2) 巡視・点検

- 占用者が保守点検、調査等工事以外の目的で電線共同溝に入溝しようとするとき  
⇒占用者は土木事務所長に電線共同溝入溝承認申請書（管理規定様式－3）を提出し、その承認を受けなければならない。

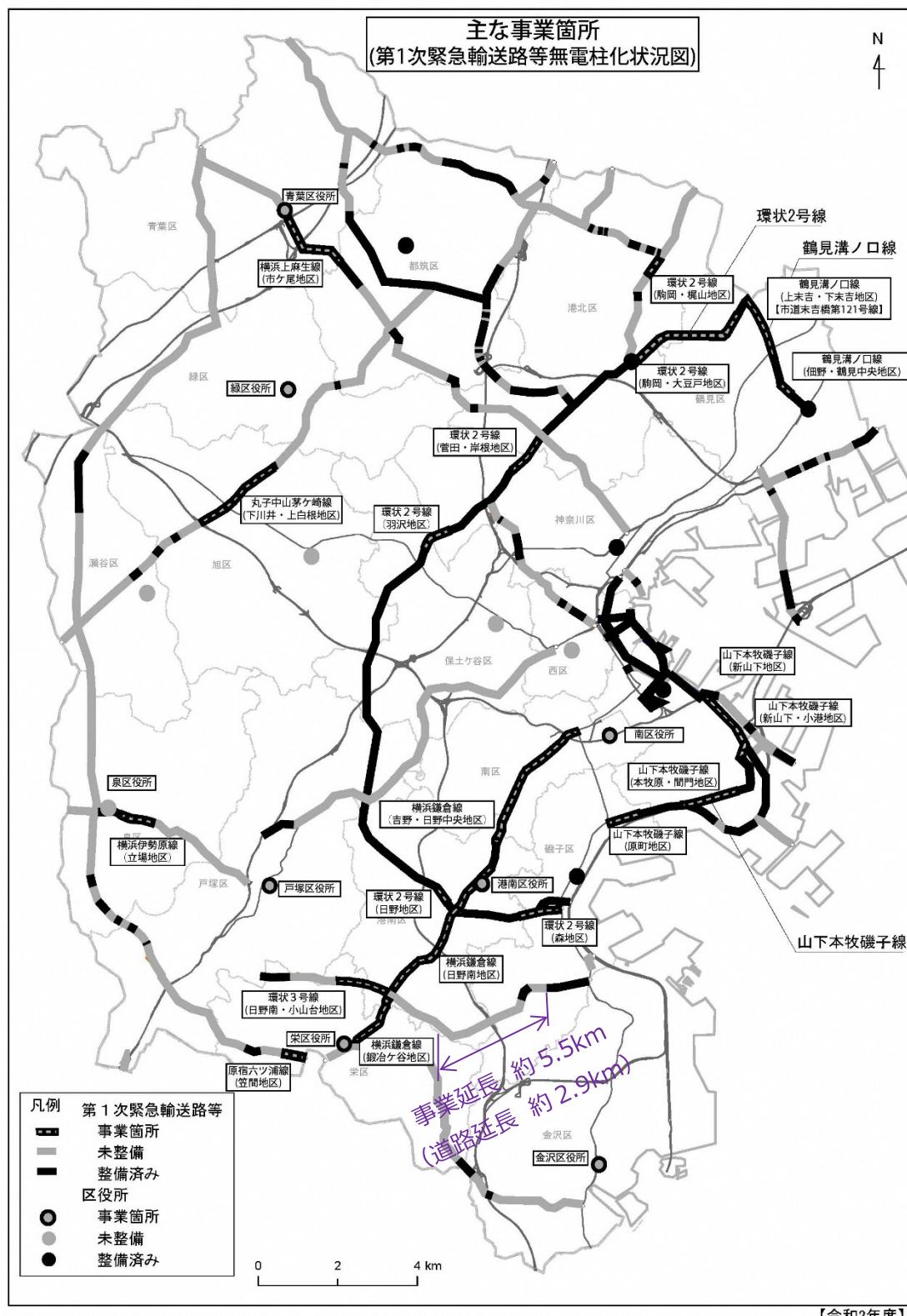
- 占用者が市へ提出する「巡視、点検の年間計画書」の確認

⇒占用者は、巡視、点検の年間計画書（管理規定様式－6）を土木事務所長に提出しなければならない。

## 5. 事業期間終了時の引継ぎ業務

事業期間終了時には、市の求めに応じ現地説明、資料の提供など、必要な事項の引継ぎに協力を行うこと。引継ぎは、事業期間終了日の2年前から開始するものとする。なお、引継ぎに要する経費は、原則としてPFI事業者の負担とする。

## 別紙1 「事業位置図」

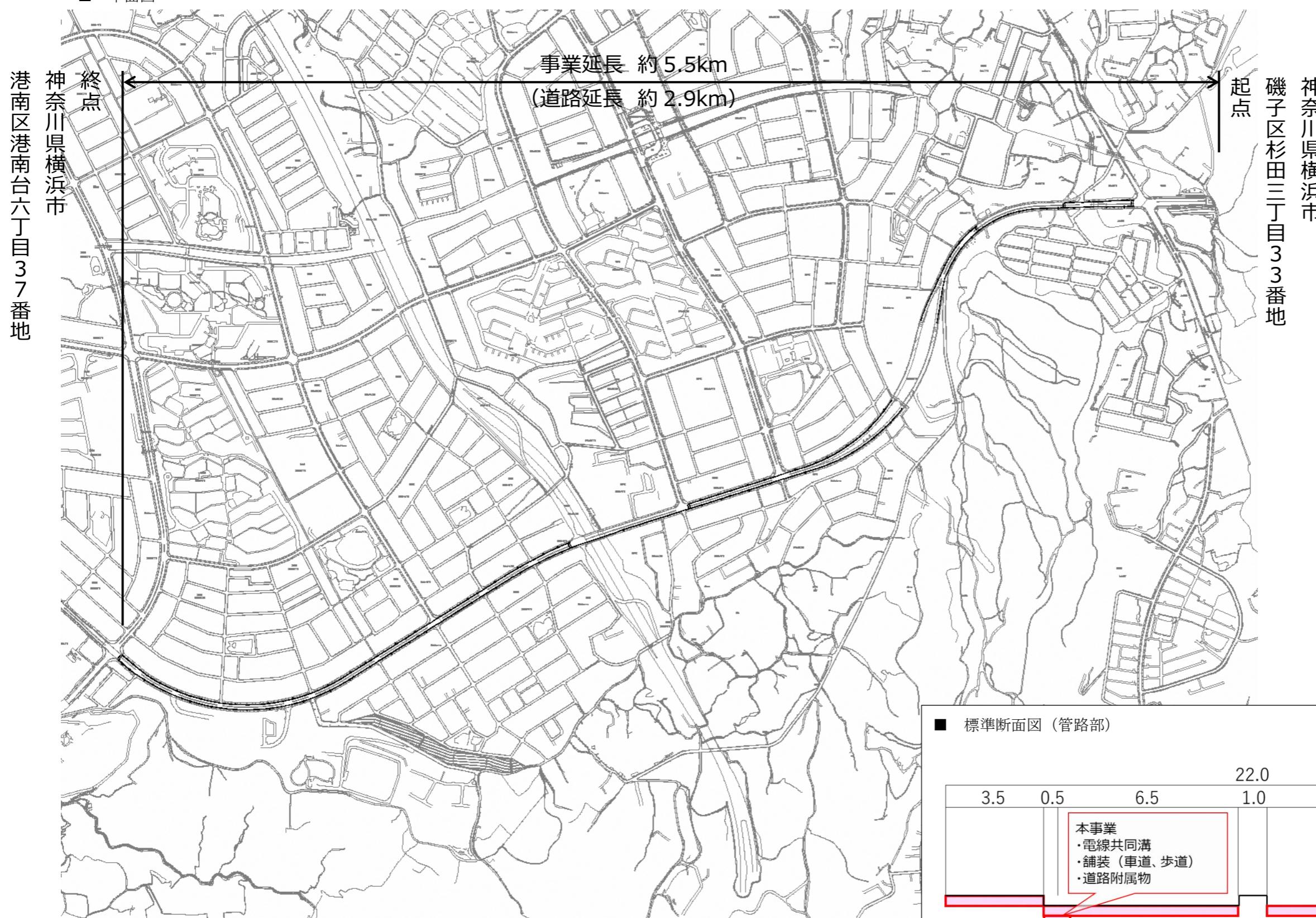


## 別紙2 「事業対象区域図」

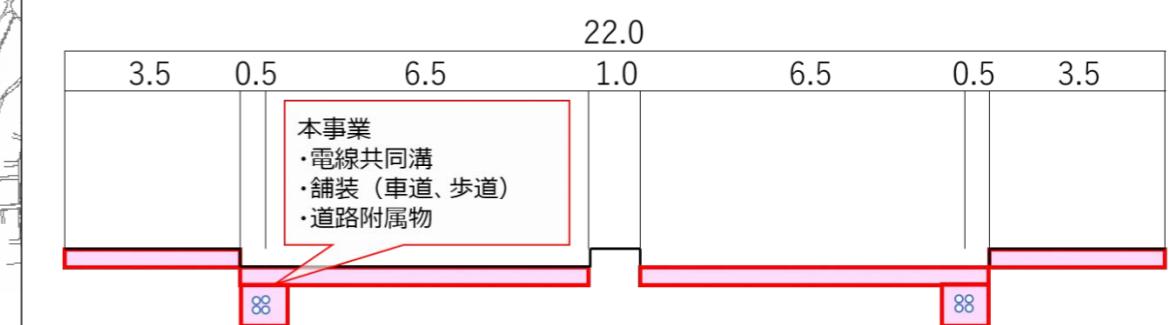


別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲」

■ 平面図



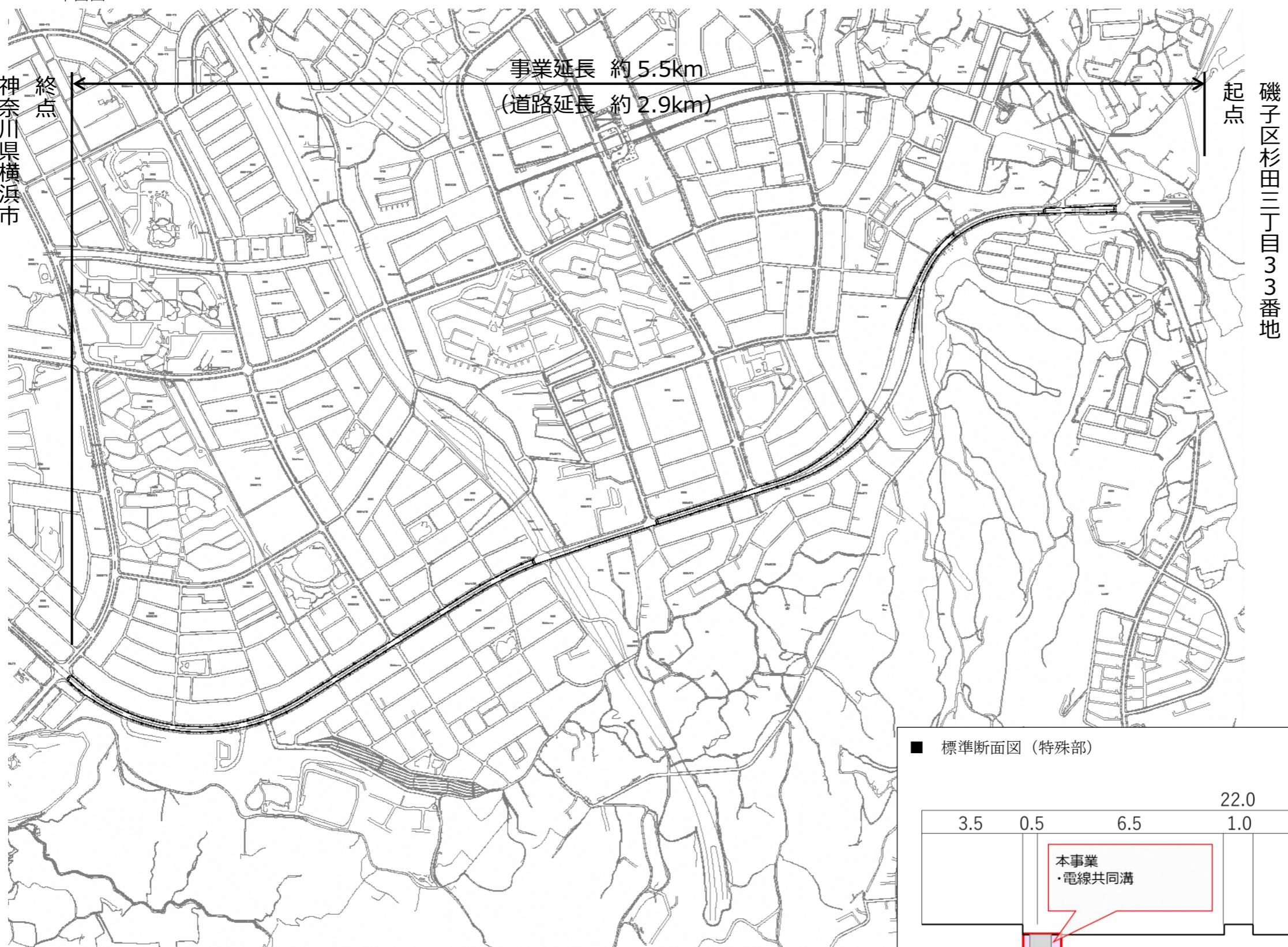
■ 標準断面図（管路部）



別紙4「工 維持管理業務の対象範囲」

■ 平面図

港南区港南台六丁目37番地



■ 標準断面図（特殊部）

